## 代理懐胎と倫理

1978年、世界で初めて体外受精が成功し、1つの生殖現象に2人の女性が関与することが可能となった。体外受精によって行われる代理懐胎が、IVF surrogacy、full surrogacy(体外受精代理懐胎)で、すなわち、多くは配偶者間の受精卵(胚)を第三者の子宮に移植して出産してもらうわけである。しかしそれ以前から人工授精型の代理懐胎(partial surrogacy;サロゲートマザー)が可能であり、既に欧米で行われていた。この項では現在の大勢を占める IVF surrogacy において考えられる倫理的問題点を考察する(以下の文中の代理懐胎は IVF surrogacy である)。

代理懐胎が、通常の体外受精妊娠に比し高いリ スクを伴うか否かという点に関して、十分なエビ デンスを有するデータは現時点では示されていな い。一方、不妊女性が他人から卵子の提供を受け て妊娠・出産する卵子提供妊娠では、妊娠性高血 圧、妊娠第 1、2 三分期における異常出血、胎盤 構築の異常の発生が有意に高いことが、多くの臨 床研究やそれらのレビューから明白となっている。 代理懐胎は依頼女性と懐胎女性の関係が卵子提供 妊娠とはちょうど逆になっており、懐胎女性が胎 児と遺伝的相同性を全く持たないという点は代理 懐胎と卵子提供妊娠に共通である。したがって、 代理懐胎においても、卵子提供妊娠と同様のリス クの存在が推測される。ただし、懐胎女性が卵巣 機能に障害を有しない点で、代理懐胎におけるリ スクはより小さいとも考えられる。

そもそも妊娠・分娩はさまざまなリスクを伴うものであるが、その妊娠・分娩を他者に依頼し、10か月間その子宮を"借りる"ことの是非こそが倫理的に問題となる。この 10 か月間、懐胎女性は胎児をただ預かっているだけではなく、胎児との間には胎盤を介して物質の移動が起こり、それは胎児に出生後長期にわたる影響を与えるかもしれない。また、この 10 か月間に懐胎女性には母性が芽生え、母乳哺育の準備など身体的にも育児に向けた準備が整い、生まれてくる児を慈しむ感

## 久具 宏司

東京都立墨東病院産婦人科部長 前東邦大学医学部教授

情が湧くであろう。しかしながら、懐胎前の契約 により、出産後に懐胎女性は児から引き離される のである。この局面で児の引き渡し拒否などの事 例が海外では少なからず起こっている。児に何ら かの異常がみられた場合に、出生後に依頼者側が 児の引き取りを拒否する例も見られる。早産によ り生まれた超低出生体重児に対する治療を、発育 後に出現する可能性のある後遺障害を理由に、依 頼者側が拒否する事例も発生している。懐胎して いる女性は医療者との間の診療の契約によって診 療を受けているが、それとは別に、懐胎女性は依 頼者との間に代理懐胎の契約を結んでいる。この 契約に基づいて取られる処置は臨床医の通常の判 断と同じとは限らず、救命されるはずの命が見捨 てられるなど、児の生命や予後が顧みられないこ とがある。

代理懐胎は、10か月間子宮を"貸す"行為とい う性質上、そこに対価が発生しやすいこと、また その対価を期待する商行為(ビジネスに誘引する こと) に発展する可能性を秘めている。一方で、 代理懐胎を依頼する、または引き受けることは自 己決定による行為であり、その権利を侵害される べきではない、との見方もあり、代理懐胎契約を 相互扶助による生殖医療とする主張も存在する。 このような見方に立つと、代理母になることは労 務とみなされ対価が支払われるか、または奉仕で あっても報酬が支払われることになる。代理懐胎 が容認されている地域においては、代理母を女性 の収入源の1つとみなし、その契約を仲介する業 者も含めてビジネスとして大きな市場を形成して いる。しかしながら、社会的・倫理的にみると、 商行為の有無に関わらず、代理懐胎においては、 自身の体を他人の生殖行動の道具として利用され る懐胎女性が搾取されているとする考え方が強い。

代理懐胎の対象となる女性、すなわち"適応" をどのように設定するか、という点も考慮されな ければいけない。先天的な子宮の欠如、または疾 患の治療のために子宮摘出を受けた女性は絶対的 適応とみなされる。他に、子宮を有している相対 的適応もあり、体外受精不成功例、合併症による 妊娠困難例、習慣流産例が含まれる。絶対的適応 に限るとしたら、そのように限定することの合理 的根拠の有無、相対的適応を含めるとしたら、適 応症例の基準設定の妥当性および現場医師の判断 が重要となろう。このような問題を考えるに当た っては、代理懐胎の施行により婦人科疾患治療に おいて子宮摘出に踏み切るハードルが下がる可能 性、自身で妊娠せずに自分の子どもをもちたいと 考える女性の存在など想定外と思えるような事態 も視野に入れておく必要がある。

代理懐胎では、懐胎女性が自身と遺伝的つなが りのない児を出産することから、生まれた子の母 親を法的にどのように定めるのか、問題となる。 分娩者を母とする従来の考え方を代理懐胎にも適 用し、懐胎・分娩した女性を子の母親とした後に、 依頼者と子の間に養子縁組を認める国(フランス など) がある一方、懐胎者の妊娠中に裁判所の審 理により依頼者を子の母親と認定することを妨げ ない地域もある。アメリカ合衆国のネバダ州で代 理懐胎を依頼し、現地の懐胎女性が出産した子を 日本に連れ帰った日本人女性が、ネバダ州裁判所 の決定により子の母親をこの日本人女性とした出 生届が、日本の役所で受理されない事案が発生し た。この女性が、自身が子宮摘出を受けたこと、 アメリカで代理懐胎を行い、子を得る予定である ことをマスコミを通じて広く公言していたことか ら、出生届が不受理となったものである。裁判を 通じて争われたこの事案は、最高裁において、外 国判決の承認という論法を退け、本件の外国判決 がわが国において公の秩序に反するものとして、 この女性の訴えを棄却した。最高裁の 2007 年の この決定は、「母子関係は、分娩の事実により当然 発生すると解する」とした 1962 年の判例を改め て確認したことになる。最高裁は、本事案におい て、依頼者夫婦と子の間に特別養子縁組を成立さ せることが可能で、子の福祉にもかなう、と付言

した。わが国には現在、代理懐胎を含めた生殖補助技術を規定する法は存在しないが、過去の判例と特別養子縁組制度により、フランスなどと同等の運用をしていることになる。

古来より生殖現象は男性と女性の間において営 まれるものであり、当然とも思えるこの摂理に対 して疑問を差し挟む余地はなかった。しかしなが ら、近年、男女の性別という概念が揺らいでいる。 もっともこの概念の変化は新たに生まれたもので はなく、多様性を尊重するという今日的な価値観 に促されて、これまで隠れていたものが表面化し ただけかもしれない。男性同士、女性同士による パートナーシップを公的に認める自治体が日本に おいても現われ、海外では同性婚を容認する国や 地域が少しずつではあるが、増えている。LGBT (Lesbian, Gay, Bisexual, Transgender) の者た ちが差別されることのない社会が、世界的にみて 広がりつつある。また、性同一性障害(性別違和) は治療の対象と認められ、生殖器への手術を受け ることにより、戸籍の性別を変更することが日本 で可能となった。

このような、従来想定されていなかったカップ ルが認められる社会で、これらのカップルが子を もちたいと考えるのは必然のことであろう。また、 カップルでなく、男性・女性、それぞれが独身で あっても子をもちたいと考えることもある。この ような時に、養子ではなく、自分の配偶子(精子・ 卵子)を使用することを希望する場合には、代理 懐胎、および精子提供、卵子提供の技術を用いて 自分の遺伝子を受け継いだ子をもつことが可能で ある。日本で、性同一性障害に対し手術を受けて 女性から男性になった者が女性と結婚し、他の男 性から精子提供を受けて子をもうけた事例で、そ の子をこの夫婦の嫡出子と認める最高裁判断が下 された(2013年)。海外からは、代理懐胎によっ てゲイカップルが子をもった事例が報道されてい る。代理懐胎を含む生殖補助技術(Assisted Reproductive Technology; ART) は、もはや不

妊治療の延長線上に存在するのではなく、子をつくるための生殖行動の選択肢の1つとして位置づけておく必要がある。日本では、2018年現在、日本産科婦人科学会の見解により、代理懐胎はできないことになっている。代理懐胎が容認された場合、不妊治療を超えた上記のような事例でのニーズも高まることは容易に予見しうる。

欧米では代理懐胎について許容または禁止を法により明確に定めている国や地域がある。個人の自己決定権を代理懐胎においてどの程度尊重しうるか、国民的議論を重ねた末に決定されたものであるが、その過程で宗教的な価値観や倫理観が与えた影響は少なくないと推定される。日本において多数を占める仏教では、煩悩や欲望など精神世界への介入が主であり、人の存在、特に生命の始まりについての示唆は少ない。また、日本では思考の拠り所として宗教をあまり重視しない傾向があり、代理懐胎を含む生殖医療の問題で宗教界をはじめとした倫理学的な意見が出にくい状況があると考えられる。

代理懐胎の倫理を考えるうえでは、依頼者の願望、懐胎者の安全、生まれてくる子の福祉、三者とも等しく尊重されなければいけない。特に結果として誕生する子については特段の配慮が必要である。依頼者、懐胎者は自己決定に基づいて代理懐胎を行うのであるが、生まれてくる子は、当然ながら自己決定はできない。子が親の付属物ではなく、親と対等な一個の人格であることを改めて認識することが重要である。

## 参考文献

- 1) 櫻田嘉章, 町野 朔, 西希代子他: 生殖補助医療と 法, 学術会議叢書 19, 日本学術協力財団, 東京, 2012.
- 2) 日本宗教連盟:「代理出産」の問題点を考える-生殖 補助医療といのちの尊厳. 第5回宗教と生命倫理シ ンポジウム報告書,日本宗教連盟,東京,2011.
- 3) 林かおり:海外における生殖補助医療法の現状―死後生殖,代理懐胎,子どもの出自を知る権利をめぐ

- って. 国立国会図書館調査及び立法考査局,外国の立法,2010;243:99-136.
- 4) 日比野由利:ルポ生殖ビジネス―世界で「出産」は どう商品化されているか.朝日新聞出版,東京,2015.
- 5) 久具宏司:生殖医療にかかわる法的問題—代理懐胎. あなたと患者を守る! 産婦人科診療に必要な法 律・訴訟の知識,臨婦産 2017:71(12):1165-1173.
- 6) 金子 昭:生殖倫理の現況と展望―日本人の宗教観と生殖医療. 医のあゆみ 2017;263(11,12): 977-980.

(平成 30 年 8 月 31 日掲載)